

| | | | | | |
|----------------------|---|---|-------------------------|----------|------|
| 分担金・拠出金の名称 | 国連薬物・犯罪事務所(UNODC)拠出金 | 拠出金等の種別 | 平成29年度 予算額 (当初予算) | 77,114千円 | 総合評価 |
| 拠出先の国際機関等の名称 | 国連薬物・犯罪事務所(UNODC) | 任意拠出金 | | | A |
| 国際機関等の概要及び成果目標 | <p>(1)UNODCの設立経緯等・目的 1990年国連総会決議及び1991年国連総会決議に基づき設立された国連薬物統制計画(UNDCP)及び犯罪防止刑事司法計画(CPCJP)が統合され、2002年に現在のUNODCが設置された。国連麻薬委員会(CND)及び国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)並びに麻薬3条約、国際組織犯罪条約及び国際腐敗防止条約の事務局機能を有し、国際テロ・国際組織犯罪に対する包括的なマンデートを付与された唯一の国連機関として、政策決定・規範設定・各国への技術協力をを行っている。</p> <p>(2)拠出に当たった成果目標 東南アジア諸国やアフガニスタン、中東・北アフリカ・サブサハラ諸国等に対して、国際テロ対策・国際組織犯罪対策の能力強化支援等を実施することを目標とする。</p> | | | | |
| 分類 | 評価基準 | 実績・成果等 | | | |
| I 当該機関等の活動・組織について | 1 当該機関等の専門分野における活動の成果・影響力 | <p>・UNODCは、テロ、組織犯罪、腐敗及び薬物問題などのグローバル化の負の側面に対し、国際基準・規範の形成から各国に対する技術支援の提供に至るまで包括的に対処する能力を有する唯一の国連機関。すなわち、当該分野につき、①アジェンダの設定(国連決議等を通じた国際社会が取り組むべき政策課題の設定)、②国際基準・規範の形成(国際組織犯罪防止条約、国連腐敗防止条約及び麻薬3条約(麻薬単一条約、向精神薬条約、麻薬及び向精神薬の不正取引条約)の事務局機能を担うほか、国連最低基準の策定を支援)、③各国に対する技術支援の提供までを一貫して実施する能力を有する。</p> <p>【戦略目標】 ・UNODCは、国連決議及び各条約の締約国会議決議により、加盟国から求められたマンデートの実施を行っているところ、各専門分野における指標を明確化する観点から、2か年ごとに国際組織犯罪対策、違法薬物含む違法取引対策、腐敗対策、テロ防止、司法等の9つの分野別の戦略枠組みを策定し、加盟国の法執行機関、司法機関等に対して技術支援を提供するなどしている。</p> <p>【国際基準】 ・UNODCは、国際組織犯罪防止条約(UNTOC)や国連腐敗防止条約(UNCAC)、麻薬3条約の事務局として、これらの条約の締約国内における実施、締約国間の国際協力の円滑化作業のほか、未締結国への条約締結の促進に努めている。 ・また、刑事司法や薬物対策分野では、国連最低基準の策定支援及び各国国内における実施支援や、ガイドラインの作成を行っている。例えば、受刑者処遇、代替刑罰や修復的司法、拷問等刑罰、死刑、若年者に関する司法、女性に対する暴力、グッドガバナンス・司法の独立、法的扶助、更に薬物依存の予防・治療、HIV感染防止、代替作物の開発に関するガイドラインを作成している。 ・さらに、UNODCは、国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)の事務局として、両委員会の運営や加盟国による決議案の企画・立案の支援作業を担う。特に、刑事司法分野では、5年ごとに開催される国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の会議運営、ディスカッションガイドの作成、政治宣言の策定支援を、薬物分野では、2009年の第52回CNDIにおける2009年政治宣言を、さらに、2016年国連麻薬特別総会(UNGASS)における世界薬物問題に関する共同コミットメントを成果文書として発出する際に実務を担うとともに、各国がこれらの分野での取組を実践する上での支援を行っている。</p> <p>【ビジビリティの確保】 ・UNODCの取組の成果については、年次報告書や随時のニュース・レターの形で関係各国に配布するほか、ホームページやSNSで広く一般に向けて発信している。また、個別のプロジェクトについては、随時ドナー国に対して進捗状況などが報告されるとともに、関係国が集まる会議やそのサイドイベントの場において、写真等を用いて分かりやすくアピールするなど、ビジビリティの確保を行っている。</p> <p>・UNODCは、SDGsのGoal 16を構成する「法の支配」の促進やGoal 3の「健康・福祉の増進」(薬物対策の観点から)など、SDGs達成のための指標のうち15の指標をフォローアップする機関として国連から指定されている。また、UNODCは、経済社会理事会(ECOSOC)の機能委員会である国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)のガイダンスの下で活動しており、これら二つの委員会は、SDGsの達成に向けた取組について毎会期中にレビューしており、SDGsの達成に向けた活動を中心的に担うECOSOCに対して、個々に貢献等を行い、その成果を毎年報告している。</p> <p>・犯罪分野では、国連安全保障理事会の下でのテロ対策の分析と評価を行う国連テロ対策委員会執行事務局(CTED)と連携して地域協力を実施している。例えば、東南アジア及び南アジアにおいて、司法共助・犯罪人引渡しに関する中央当局の効果的ネットワークの形成を目指すキャパシティビルディングを連携して実施していることが挙げられる。この他、世界税関機構(WCO)や国際刑事機構(ICPO)との間でも各国の法執行機関のキャパシティビルディングについて緊密な協力が行われている。</p> <p>・薬物分野では、近年重要性が述べられるヘルスケアの分野(薬物依存の予防・治療、麻薬・向精神薬への医療目的でのアクセス向上、注射針の使い回しによるHIV等感染の防止、危険ドラッグ(NPS)の評価等)において、世界保健機関(WHO)や国連合同エイズ計画(UNAIDS)を始めとした国際機関と連携が図られ、予防・治療に関する国際基準の策定やHIV等感染防止のためのプロジェクトを合同で実施している。UNODCとWHOとの連携は非常に強い。例えば、麻薬関連諸条約に基づき規制される麻薬・向精神薬を新たに追加・変更する際は、WHOの専門家会合における評価・勧告に基づいて決定が行われており、国連麻薬委員会(CND)の会合にはWHO関係者が出席している。なお、2017年2月、両機関は連携を一層加速するためにMOUを締結している。また、違法薬物の取締においても、世界税関機構(WCO)と連携し、空港や海港における薬物の密輸を取り締まるプログラムを世界各地で共同実施している。</p> <p>・UNODCに対しては、その活動が国際社会及び我が国にとって効果的かつ効率的なものとなるよう、その活動方針に関する決定を行う国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)を始め、様々な協議の場を通じて働きかけを行っており、我が国の要請が適切に反映されている。例えば、UNODCの2か年戦略枠組み(2018年-2019年)案には、我が国が国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)において提案国となり提出された決議に含まれている外国人テロ戦闘員対策や過激主義対策が、サブプログラム(テロ防止)に新たに追加された。</p> <p>・薬物分野では、2016年4月に開かれた国連麻薬特別総会(UNGASS)の成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの作成にあたって、我が国の累次の働きかけの結果、我が国が重視する合成薬物対策についての言及を盛り込むことができた。また、2013年に双方ハイレベルの協議の枠組みとして「日・UNODC戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:フェドートフ事務局長)を立ち上げ、重点分野や重点地域を定めた共同行動計画を策定。その後毎年1回、定期的に戦略政策対話を実施し、既存のプログラムをレビューし、あり得べき連携についての方向性を決定するとともに、我が国が拠出するプロジェクトにおいて我が国の貢献が見える形となるよう一層のビジビリティ確保を要請している。</p> | | | |

2. 当該機関等の組織・財政マネジメント

・予算の執行を含めた財務状況について毎会計年度ごとに国連会計監査委員会(BOA)による外部監査を受けている。直近では、2015年の財務状況について、BOAによる監査結果が2016年10月に公表された。

・抛出国に対しては、UNODCの活動方針に関する意思決定機関である国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)において、2年ごとに予算計画の審議が行われるとともに、毎年財政状況が報告されている(直近では2016年12月に実施)。このほか、UNODCの行財政問題についてより実務的に議論を行う場としてワーキンググループ(FINGOV)が設置されており、2016年には6回開催された。このWGにおいても財政状況について報告がなされ、関係国から説明や改善を求めることが可能となっている。近年では、我が国を含めた関係国から、プロジェクトの実施に要する間接経費の算定基準や、本部(マネジメント)と地域事務所(プロジェクト実施)との間のリソース配分、職員ジェンダーバランス及び地域バランスの適正化等について、実態の説明や改善を求めた結果、UNODCによる情報開示や改善の努力が図られている。なお、当該WGは2017年前半までの時限的な設置であったところ、その重要性に鑑み、上記両委員会の決定により2021年前半までの延長が行われた。また、2015年から国際会計基準(IPSAS)に対応した新たな会計システム(UMOJA)が導入され、抛出金の管理の厳格化、調達透明性向上、関係国に対する情報発信の強化等が行われた。

・UNODCに対する内部評価の質の向上のため、2010年から事務局長直属の独立評価ユニット(IEU)を設置し、各部署から独立した立場で、UNODCが実施しているプロジェクトの評価を行っている。評価は、全てのプロジェクトを対象として、SDGs、関係する諸条約及び国連決議、UNODCの2力年戦略目標等との合致性、事業の効率性、有効性等を指標として行い、改善事項の勧告を行っている。また、複数のプロジェクトに共通する課題を抽出することで、組織全体の改善事項の洗い出しを行っている。さらには、全ての評価報告書は公表される。なお、近年、プロジェクトの件数の増加に伴い、効率的な評価を行うためのオンラインシステムの導入を進めている。

・我が国が抛出するプロジェクトに関しては、従来、UNODCの本部と地域事務所からそれぞれ個別に我が国に対するプロジェクトの提案が行われていたが、2016年からは、本部を経由した提出に一元化することにより、重複したプロジェクトの排除や、各プロジェクト間の連携が強化されるなど、組織改革が推進されている。

・UNODCの職員構成については、近年ジェンダーバランスの向上が関係国から強く求められているところ、UNODCでは、職員の応募、採用、定着、昇進等の各過程で女性比率を高めるための取組を推進している。この結果、2016年において組織全体における男女比の割合は50対50を達成した。一方、管理職(P5以上)における女性比率は38%に留まっているところ、引き続き女性比率向上のための努力が続けられている。

・財務状況について毎会計年度ごとに国連会計監査委員会(BOA)による外部監査が行われ、直近(2016年10月)に公表された2015年の財務状況に関する監査報告書において、財務実績、キャッシュフロー等の全ての面において、国際会計基準(IPSAS)及び国連の財政規則に準拠し、適正に報告が行われていると評価されている。

・UNODCの活動方針に関する意思決定機関である国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)では、UNODCの予算計画や財政状況の審議が行われるところ、我が国はいずれの委員会においても長年委員国を務め、その意思決定に関与している。CCPCJにおいては、2017年には我が国は議長を務め、特に強い影響力を発揮している。また、組織的運営及び財政・組織面についての議論を行うワーキンググループ(FINGOV)を通じて、または、有力ドナー国とUNODCとの非公式のドナー会合を通じて、さらには、UNODC幹部と在ウィーン国際機関日本政府代表部が随時対話の機会を設けることにより、プロジェクトの実施に要する経費の最適化、本部と地域事務所との間の適正なリソース配分、我が国職員員の増員及び幹部ポストへの就任の働きかけを含む職員の地域バランスの適正化等について、実態の説明や改善を求めており、UNODCによる情報開示や改善の努力が図られているところである。

・我が国が抛出する個々のプロジェクトの管理については、UNODCの担当プロジェクトマネージャーと日常的に協議を行い、進捗状況の確認や問題点の改善を図っている。また、UNODCが行う内部評価の過程では、抛出国としての意見を評価者に提出することにより、その評価・勧告に反映させている。さらに、各プロジェクトの我が国への提案に当たっては、本部を通じた一元的な提出を求め、重複の排除や各プロジェクト間の連携強化を促すとともに、プロジェクト終了時の報告書の提出についても、その時期や様式の統一を求め、改善を図った。

・世界各地にテロや国際組織犯罪が拡散し、2016年のバングラデシュにおけるテロ事件のように、地理的にも我が国に近いアジアにおいて我が国人が巻き込まれるケースが生じ始めている中、我が国は、我が国が議長国を務めた2016年のG7伊勢志摩サミットにおいて策定されたテロ及び暴力的過激主義に対するG7行動計画や2017年のテロ及び暴力的過激主義との闘いに関するG7タオルミーナ・サミット声明に示されるとおり、国際的なテロ及び暴力的過激主義対策の推進を重要な外交課題として位置付けているところ、かかる取組において中心的な役割を果たすUNODCとの連携・協力は、我が国の外交政策を遂行する上で必要不可欠。特に、これらの犯罪を根元から断つには、法執行当局関係者の能力強化や暴力的過激主義対策といった中長期的なソフト面での取組が必要となり、高い専門性を有するUNODCと連携することは、我が国の外交政策の遂行にとって効果的かつ効率的である。また、これらの犯罪が国境を跨いで行われることを踏まえれば、UNODCを介することで地域全体に資する具体的な支援を実施することが可能となり、地域における我が国のプレゼンスを上げることに繋がっている。実際に、2016年には、上記G7行動計画でも確認されている「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」を重視する立場から、UNODCを通じ、アジアの水際対策等を重点的に支援しており、我が国の安全にも直結するアジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策及び我が国のプレゼンスの強化の両面で我が国の利益に資する支援が行われている。

・我が国は、2020年に第14回国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス:ハイレベルを含めた約5000人が参加)を本邦にて開催する。同会議は、UNODCが事務局を務める国連犯罪防止刑事司法委員会が準備母体となって5年に一度開催する本分野での国連最大の会議であり、我が国の同分野における取組を国際社会にアピールする絶好の機会。UNODCとの密な協力なくしてホスト国としての成功は達成し得ない。また、2020年には、東京オリンピック・パラリンピックが開催されることもあり、今後に向けて我が国の犯罪防止・刑事司法分野における取組が一層脚光を浴びることになる。したがって、かかる分野での取組を多国籍組で実施しているUNODCに対する相応の拠出は、我が国の当該分野における国際的な取組の推進において欠かせない。

・こうした我が国外交政策におけるUNODCの重要性を踏まえ、本年は、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使が国連犯罪防止刑事司法委員会(CPCPJ)の全体議長を務めている。上記のような事情にかんがみれば、仮に我が国からの拠出が減額等された場合には、当該分野での取組が著しく制限され、我が国を含む関係地域の平和と安全にとって喫緊の課題である国際的なテロ・組織犯罪対策といった重要な外交課題の実施に重大な支障をきたす。

・UNODCを介した支援については、他の我が国による二国間支援との連携、整合性にも留意して実施している。例えば、テロ・組織犯罪対策においては、水際対策として、空港におけるテロリスト等の犯罪者の侵入や、爆発物等の持ち込みに対する監視の強化が必要であるが、このためには、各国の法執行機関の能力強化や関係機関どうしの連携促進といったソフト面での支援が不可欠であると同時に、顔認証システムや爆発物等の検出機器といった先端技術の活用も有用である。我が国は、UNODCを介してその得意とするソフト面の支援を行うとともに、二国間の支援において我が国企業の最先端技術を利用した顔認証システム等の機材供与を行うなど、両面からの支援を行っている。

・UNODCは、我が国による直接的な支援が困難な国・地域や、我が国単独では効果的・効率的な支援が難しい分野での支援を担っていることから、我が国の二国間支援との重複や無駄は生じないとともに、UNODCを介した支援は引き続き不可欠である。具体的には、UNODCが担うテロ・組織犯罪、違法薬物等の分野においては、刑事司法(テロ・犯罪捜査、訴追等)や法医学(薬物鑑定等)に関する高度な専門性が求められるとともに、その性質上、テロ等が頻発する治安・政情の不安定な地域で活動する機会が多い。さらに、国境を跨いで行われる国際組織犯罪に対処するためには、特定の国だけを対象とするのではなく、地域的又は国際的な連携を促す支援が必要となる。この点、UNODCは、高い専門性と、フィールドオフィス(世界中に約50カ所)を通じた各国当局とのネットワーク、さらに国際刑事機構(ICPO)、世界税関機構(WCO)、世界保健機構(WHO)等の他機関との緊密な協力関係を有しており、UNODCを介することで初めて有効な支援が可能となる。例えば、我が国はアフガニスタンでテロの温床にしないため、国際社会と連携してその治安能力の向上等を支援しているところ、テロ対策法制度整備、国境管理、麻薬対策等の同国に対する我が国の具体的な支援は、UNODCを介することで初めて実施可能となっている。また、違法薬物の取締においては、国境を越えた不正取引の監視が必要のため、UNODCは、WCOと連携し、海港等におけるコンテナ貨物の監視強化プロジェクト(コンテナ・コントロール・プログラム)を世界36カ国で共同実施しているところ、我が国は当該プロジェクトに継続的に支援を行うことにより、このような国際的な広がりをもつ課題に対しても効果的・効率的な支援が可能となっている(なお、違法薬物の不正取引防止は、SDGs(Goal 3の「健康・福祉の増進」等)の達成上重要であるとともに、2016年の国連麻薬特別総会の成果文書でも国際社会の連携した対応が求められているところ、UNODCを介した支援は、このような目標等の達成にも極めて効果的である。)

・UNODCに対しては、テロ、組織犯罪等の分野においてその活動が我が国にとって有益なものとなるよう、その活動方針に関する決定を行う国連犯罪防止刑事司法委員会(CPCPJ)及び国連麻薬委員会(CND)を始め、様々な協議の場を通じて働きかけを行っており、我が国の要請が適切に反映されている。例えば、刑事司法分野では、我が国(北野大使)が2017年の国連犯罪防止刑事司法委員会(CPCPJ)議長に就任している。本年5月に行われたCPCPJでは、2020年に我が国で行われる第14回国連犯罪防止刑事司法会議(コングレス)の全体テーマ等について議論され、交渉の結果、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを控え、「世界一安全な国」日本を世界に発信する観点から、中核概念として我が国が重視する「法遵守の文化」というテーマが明確に盛り込まれた形で採択された。また、我が国国内における組織犯罪処罰法の改正に係る国会審議に関連しては、重要な局面において、我が国の取組を歓迎する旨の事務局長のステートメントを发出するなど、日本政府全体としても力強いサポートを得た。薬物分野では、我が国は前回(2015年)の国連麻薬委員会(CND)の委員国選挙でもトップ当選したほか、2016年4月に開かれた国連麻薬特別総会(UNGASS)の成果文書である世界薬物問題に対する共同コミットメントの作成にあたっては、我が国の累次の働きかけの結果、我が国が重視する合成薬物対策についての言及を盛り込むことができた。

・2017年5月には岸田外務大臣がウィーンを訪問し、フェドートフUNODC事務局長と会談し、双方は、国際社会におけるテロと国際組織犯罪の脅威を前にテロの根本を断つべく、テロ、組織犯罪、暴力的過激主義対策に協力して取組むことを確認した。また、2013年以来、双方ハイレベルの協議の枠組みとして「日・UNODC戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:事務局長)を立ち上げ、重点分野や重点地域を定めた共同行動計画を策定。その後も年に1回、定期的に戦略政策対話を実施し、既存のプログラムをレビューし、あり得べき連携についての方向性を決定するとともに、我が国が拠出するプロジェクトをこれに則った形で実施し、かつ我が国の貢献が見えるよう一層のビジビリティを確保するよう要請している。かかる観点から、我が国がUNODCに拠出する際には、フェドートフ事務局長の出席を得てキックオフイベントを実施しているが、これはビジビリティの観点から効果大。このような枠組みをUNODCが有するのは我が国との間だけであり、UNODCが我が国との連携をいかに重視しているかが分かる。

・UNODCを通じて実施している「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」は、我が国国民の安全に直結する取組。特に、テロとの闘いにおいては、水際対策や人口密集地での予防・取締活動が要となる。この分野においては、顔認証システム等の我が国企業の最先端顔認証技術が評価され、広く活用されている。これらの対策・活動に携わる各国法執行機関の能力強化支援を行うUNODCに対する我が国の拠出は、我が国企業の技術の海外展開支援に大きく貢献している(2016年度の「アジアにおけるテロ・暴力的過激主義対策」)。また、我が国の拠出により実施されるワークショップやUNODCの高官が訪日する機会等を捉えて、我が国企業の当該先端技術を紹介している。さらに、UNODCのフェドートフ事務局長が来日した際には、当該先端技術を有する我が国企業の視察も実施しており、これがUNODCにおけるプロジェクトの実施に生かされている。薬物分野では、UNODCへの拠出を通じて、各国における違法薬物の取締強化、国境を越えた不正取引の防止、各国規制当局の連携強化を図ることにより、我が国を含めた世界各地への違法薬物の拡散の低減が期待される。例えば、我が国が継続して拠出し開催されている合成薬物対策ワークショップ(グローバルSMARTプログラム)は、アジア地域を含めた違法薬物のトレンドや世界で拡散する取引ルート等について関係諸国が議論する場として活用されており、アジア経由で多くの違法薬物が我が国に流入している中、我が国における違法薬物対策にとって、重要な情報収集・意見交換の場となっている。

・本部のあるウィーンベースにおいて、大使・事務局長間の定期的な意見交換をはじめ、様々なレベルにおいて、極めて緊密な働きかけ・連携を行っている。加えて、上述の大臣レベルでの交流、定期開催されている外務省総合外交政策局長・事務局長間における「日・UNODC戦略対話」が極めて有効に機能している。さらに、我が国が委員国を務める国連麻薬委員会(CND)及び国連犯罪防止刑事司法委員会(CPCPJ)で行われる各種会合に恒常的に出席する中で、我が国の意見や要請を伝えており、これらがUNODCの活動に適切に反映されている。

・UNODCの専門職以上の職員数333名(直近(2016年12月)の公表データ)に対し、2017年5月末時点での日本人職員(専門職以上)は8名(2.4%)であり、更に3名の日本人職員の本年中の採用のための具体的調整が進んでいる(これを加えると3.3%)。UNODCと我が国との連携を深める中で、特に過去1年を見ると、日本人職員数は、もともと4名であったところから、新規に4名の採用が実現し、前年同時期と比べた日本人職員数は4名から8名へと2倍に急増した。更なる新規3名についても前述のとおり2017年中に採用が決まる見通し。これを加えると計11名(前年比3倍弱)であり、UNODCの職員総数に大きな変動がない中において、我が国への協力姿勢は特筆に値する。また、質の面でも、2015年までアブガニスタン及びエジプトにあるUNODCの地域事務所に勤務していた日本人職員2名がそれぞれウィーン本部の要職に抜擢されるなど、日本人職員の増強が進んでいる。また、上記とは別に、幹部ポストについても、有力な邦人候補者の選考プロセスが最終段階まで進んでいるところである。

・UNODCに対する国・地域別の拠出額の順位(2015年)において我が国は第7位であるところ、専門職以上の日本人職員数(2017年5月末時点)は現時点で既に8名(第9位に相当。他国については直近(2016年12月)の公表データ)であり、更に前述のとおり2017年中に採用が決まる見通しの新規3名を加えると計11名(第7位に相当)となり、拠出順位に見合った職員数となることが見込まれる。また、拠出比率(UNODCの歳入の約9割が各国の任意拠出金に依存しているところ。我が国の拠出比率は約2.9%。2015年)と比較した場合、現在の日本人職員数の比率は2.4%であり、更に本年中に採用が決まる見通しの新規3名を加えると3.3%となる。拠出比率との比較においては、拠出を行っていない又は拠出額が少ない途上国出身の職員についても、地域バランスの観点から一定程度の雇用が求められており、この結果、必ずしも拠出比率と通りの職員数を確保することが困難な事情を考慮すれば(なお、主要拠出国である米国を見ても、拠出比率約11%に対し、職員比率は約6.9%に留まる。)、日本人職員数は比率の面においても十分に拠出に見合ったものとなっている。

・UNODCは、国連経済社会理事会の機能委員会である国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)の事務局機能を果たすとともに、これら委員会(委員国の総意)が決定する活動方針の下で、その所掌に属する各種活動を行うとともに、職員構成等を含めた組織運営の改善を行っている。CCPCJ及びCNDのそれぞれの委員国(CCPCJは40か国、CNDは53か国)は選挙にて選出されること、我が国はいずれの委員会においても委員国の立場を維持しており、UNODCに対する活動方針の決定の過程に深く関与し続けている。また、これら委員会のビューローメンバーは地域グループ間のローテーションで務めることとなっており、地域グループを通じて我が国の立場を反映するシステムが確保されている。さらに、2017年の第26回国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)では、我が国がアジアグループの代表かつ全体会合の議長を務めており、事務局であるUNODCとの密な意思疎通が図られるほか、委員会の運営における議長のマニフェストを通じて影響力を発揮している。

・我が国とUNODCの間ではハイレベルの協議の枠組みとして「日・UNODC戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:事務局長)を定期的に開催し、その成果として、双方が協力して取り組む分野等を定めた「共同行動計画」を策定・改定しているところ、当該計画中に日本人職員数の増加の重要性が共通認識として盛り込まれた。また、近年、その他のハイレベル協議を含めた累次にわたる意見交換等を通じ、UNODCにおいて日本人職員増強の重要性の理解がさらに深まり、具体的な採用案件において双方が連携する事例が増加した。この結果、過去1年で4名の採用が実現し、前年同時期と比べた日本人職員数は4名から8名へと2倍に急増するとともに、更に3名の我が国職員が本年中に採用される方向で具体的調整が進んでいる。

・また、近年、UNODCに対する拠出金を効果的なテコとして活用しつつ、その他のハイレベル協議を含めた累次にわたる働きかけを行うとともに、我が国においても候補者の発掘・マッチング等に努めた結果、具体的な採用案件において双方が連携する事例が増加した。その後も、2017年5月には岸田外務大臣がUNODC事務局長と面会し日本人職員の増強について直接要請を行うなど、UNODCに対する継続的な働きかけを実施している。なお、前述のとおりUNODC側は我が国に対して協力的な姿勢を示しているため、我が国拠出プロジェクトにおいて日本人コンサルタントを活用させることで経験を積ませたり、また、JPO(Junior professional Officer)等を一層活用して経験を積ませることで、将来の正規職員ポスト獲得の潜在性は比較的高いと考えられるところ、引き続きこうした工夫を最大限行う。

PLAN:我が国からの拠出金は原則として個別のプロジェクトにイママークされており、毎年、我が国との協議結果を踏まえてUNODCから提案されるプロジェクト案を我が国で審査した上で、その案件の採択の可否を決定している。その際の重点分野や重点地域については、我が国とUNODCの間で定期的にハイレベルの「戦略政策対話」(当方:外務省総合外交政策局長、先方:事務局長)を開催し、その結果を踏まえて「日・UNODC共同行動計画」を策定・改訂することにより決定している。直近の「戦略政策対話」(第3回)は2016年6月に東京で開催し、その結果を受けて、アジアへのテロ対策支援の強化等を新たな重点分野・地域とすることを決定した。この方針は2016年度の補正予算によるUNODCへの拠出に反映された。

DO:我が国からの拠出が確定した後、UNODC側の準備が整い次第速やかに送金を実施。プロジェクトの進捗については、担当プロジェクトマネージャーと累次面会して状況を聴取するほか、ワークショップ等が行われる際は、現地在外公館からも出席し、最新状況の把握に努めている。また、プロジェクト終了後は、速やかに報告書の作成と提出を求めている。また、我が国のビジビリティの確保については、プロジェクトの開会式典への現地在外公館からの出席やプレスリリースによるほか、UNODCに対し、プレスリリースやパンフレットの作成に当たって我が国による支援を明記する等の対応を求めている。

CHECK:UNODCでは、その実施するすべてのプロジェクトについて、事務局長直属の独立評価ユニット(IEU)による評価を行っている。評価は、持続可能な開発目標(SDGs)、関連する諸条約や決議、UNODCの2か年戦略目標等との合致性、事業の効率性、有効性等を指標として実施され、改善事項についての勧告を行う。これを受け、各プロジェクトマネージャーは当該勧告に沿って改善を図ることが求められる。また、複数のプロジェクトに共通する課題を抽出すること、組織全体の改善事項の洗い出しを行っている。すべての評価報告書は公表される。当該内部評価の過程では、我が国も拠出国としての意見を評価者に提出することにより、その評価・勧告に関与している。また、UNODC全体の予算執行状況や財務状況については、毎会計年度、国連会計監査委員会(BOA)による監査を受けており、直近では、2015年の財務状況に対する監査結果が2016年10月に公表された。その結果、財務実績、キャッシュフロー等のすべての面において、国際会計基準(IPSAS)及び国連の財政規則に準拠し、適正に報告が行われていると評価されている。さらに、我が国としては、国連犯罪防止刑事司法委員会(CCPCJ)及び国連麻薬委員会(CND)、また、より実務的な議論が行われるワーキンググループ(FINGOV)の場において、UNODCの予算計画や財政状況の監視を行っている。

ACT:個々のプロジェクトについては、各担当プロジェクトマネージャーとの協議や、UNODCの内部評価における意見提出を通じて、改善を図っている。また、進捗が芳しくないプロジェクトや担当部署に対しては、翌年度のプロジェクトの採択においてマイナスの要素として考慮している。また、UNODC全体の予算執行状況や財務状況については、CCPCJやCND、FINGOV等の場で議論を行い、改善を図っている。

・上記の「ACT」に加え、定期開催されている外務省総合外交政策局長・事務局長間における「戦略政策対話」を通じて中長期的な協力分野の見直し等を行っている。次回「戦略政策対話」は2017年にウィーンで実施予定である。また、実務者レベルでの協議を通じて随時PDCAの改善を図っており、最近では、プロジェクトの我が国への提案に当たって本部を通じた一元的な提出を求めることにより、重複の排除や各プロジェクト間の連携強化を促すとともに、プロジェクト終了時の報告書の提出について、その時期や様式の統一を求める等の改善を図っている。

担当課室名 国際安全・治安対策協力室